

最近このような相談が多く寄せられます！
不審・不安に思ったら**国立市消費生活センター(☎576-3201)**
へご相談ください。

<事例①>催眠商法 (高齢者が集まって話を聞いているが…)

近所の店舗で定期的に高齢者が集まって、販売員から色々なものを購入している。高齢者は友人・知人で集まって店舗に出かけているようで、中には高額な商品を買わされている方もいるのではないかと不安。



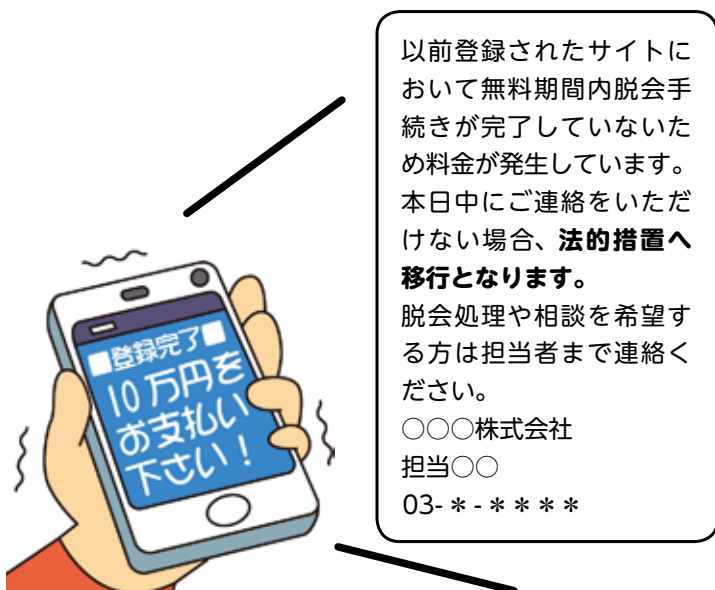
閉め切った会場で販売員が雰囲気盛り上げた後、高額な商品売りつける手口が一般的です。老後の資金を崩してまで商品を購入してしまう高齢者の例も国民生活センターへ寄せられています。



- 家族・地域ぐるみで見守りをお願いします！
(被害者当人に「被害にあっている」という意識がないケースがほとんどです)
- 安易に会場に近づかず、勧誘されても不要なものはきっぱり断りましょう！
- 大切な老後の資金を崩してまで購入が必要か考えましょう！

<事例②>架空請求メール (突然身に覚えのない請求が…)

携帯電話に突然、「有料情報サイトの利用料金が未納になっている。本日中にご連絡をいただけない場合、法的措置へ移行となります。」というメッセージが来た。あわてて問い合わせ先に電話をかけ、出た相手に名前と電話番号を覚えてしまったが、身に覚えもなく、個人情報が悪用されるのではと心配だ。



ヤフーやアマゾンといった大手の会社を偽って名乗るケースが多発しています。直近の事例では“ハガキ”による架空請求も発生しております。

- 身に覚えのない請求は無視しましょう！
(自分から連絡しない)
- あわててお金を支払わない！
- 個人情報を出さない！

国立市消費生活センターのご案内

物を買ったり、サービスを受けた時などのトラブルは、
国立市消費生活センター（☎576-3201）に相談を!!

～発生した個別被害の救済、同種被害の未然防止や拡大防止のためにもぜひ相談してください。～



国立市消費生活センター

場所：国立市役所1階21番まちの振興課内
時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～12:00、13:00～16:00
相談方法：来所または電話 相談費用：無料



土日祝日は、
消費者ホットライン
局番なし **188** に
10:00～16:00

Q：どんな相談でもできるの？

A：消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談が対象です。個人間トラブルや裁判案件はお受けできません。

Q：どんな人が相談を聞いてくれるの？

A：消費者問題の専門資格を持っている消費生活相談員がお話を伺います。

Q：どう相談にのってくれるの？

A：お話を伺い、問題点や自主交渉による解決に向けた助言・あっせんを行います。

あっせん：自主交渉による解決が難しいと思われる場合等には、消費生活相談員が事業者に連絡して解決に向けて調整すること。

Q：信用できる業者かどうかを知りたいけれども？

A：事業者の信用性に関する情報は持っていませんが、事業者を選ぶ際の一般的な考え方などについてお伝えしています。

Q：対応が悪い事業者には指導してくれるのか？

A：指導や命令を行う権限がありませんので、指導を求めるとはできません。

Q：消費生活センターは、消費者の味方ですか？

A：あくまでも中立・公平に対応し、自立した消費生活を送るための支援を行っています。

平成28年度
に受けた相談
422件

年代別相談件数と上位相談内容

- 10代（12件）：①アダルトサイト、②インターネット等通販、③健康食品など
- 20代（33件）：①教室・講座、②インターネット等通販、③理美容サービスなど
- 30代（43件）：①賃貸アパート契約、②迷惑メール、被服品など
- 40代（58件）：①アダルトサイト、インターネット等通販、②迷惑メールなど
- 50代（61件）：①インターネット等通販、②アダルトサイト、③迷惑メールなど
- 60代（55件）：①迷惑メール、賃貸アパート契約、②工事・建築など
- 70代（99件）：①生命保険、②インターネット通販、③公共料金など
- 80代（33件）：①生命保険、②アダルトサイト、③健康食品、迷惑メールなど

